

# 教育基本法を生かす教育改革を

東京大学名誉教授

中央大学 教授

堀尾 輝久

日本の教育が危機的状況にあることは、誰もが認めるところです。その解決のために、教育基本法を改めることが必要なのでしょうか。憲法と一体の教育基本法は、古くなったのでしょうか。それが現実に合わなければ、その現実こそが批判されるべきであり、その未来展望が違うのであれば、そのことが徹底的に論議されてよいのではないのでしょうか。

## 問われる 21 世紀像

中央教育審議会は、文部科学省の諮問を受けて「新しい時代」にふさわしい教育基本法の改正を答申しました。なぜ、いま、改正が必要なのでしょうか。改正論議のなかでは「21 世紀にふさわしい新しい教育基本法が必要」としきりにいわれました。では、21 世紀をどういう時代ととらえるのか、その未来像が問われなければなりません。

答申及び、それを支え方向づけている政財界の描く 21 世紀像は、世界規模の激しい経済競争、グローバル化のなかでの「大競争の時代」、しかも先行きが不透明な時代です。そこで日本がいかにして生き残るか、そのために創造的なエリートを養成すること、競争に打ち勝つ人材を確保することが教育の最大の課題とされます。それは、競争の原理と能力主義の徹底、強者を良しとし、弱者を切り捨てる姿勢です。それとともに、大競争の時代では、利害の衝突や紛争は避けられないという認識も強調されています。彼らの考える 21 世紀は、テロ対策のためにも戦争は避けられない「有事の時代」、ブッシュ米大統領のいう「戦争の世紀」でもあるわけです。

## 「平和と共生」の 21 世紀を目指して

これに対して、私たちはどのような 21 世紀像を描くべきなのでしょうか。私は、世界は 1945 年を転機として地球時代に入ったと考えます。大戦争が

終結したと同時に、核の時代に入り、核戦争や環境破壊への恐れが共有されるようになりました。そのことを通じて、より積極的に、平和、共生の思想がひろがり、自然と人間との関係を問い直し、地球上に生存するすべてのものの一体感が共有されていく時代が地球時代です。

しかし、半世紀たった現在もまだ、人類はその入り口に留まっているといわざるをえません。21 世紀こそ、地球規模で「平和と共生の文化」を根づかせたい。人と人、国と国とが、それぞれの存在、文化を尊重しながら共生し、連帯していく。そういう世界をつくっていく担い手を、どう育てるかを考えるべきです。

## 地球時代に生きる教育基本法

そうした地球時代という視点からみた場合、憲法とともに教育基本法の理念は、「戦争の世紀」ではなく、「平和と共生の世紀」としての 21 世紀にとって先駆的意義をもつものです。憲法には「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と明記されています。教育基本法の前文をみれば、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とあり、そのために「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」「普遍的にしても個性ゆたかな文化の創造」をめざすと書かれているのです。教育の理念として、一人ひとりの人格の尊厳を基礎にして人間性を開花させ、平和で文化的な社会を自らつくり出していく、そういう国家と社会の形成者を育てるといことがめざされたので

す（よくいわれるような、国家のことを考えていないというのではなく、主体的に国家や社会を支え、つくっていくということが盛り込まれているのです）。未来に向けての価値観を含んで人間を育てるということであって、その人間は国民であると同時に、さらにいえば、地球市民であるという、そういう開かれた理念をもっているのです。この教育基本法は、まさしく地球時代を拓く人間教育を提起しているものであって、50年以上前につくられたものだから古くさいなどということは決してないのです。

その後の半世紀の間に、国際的にも教育に関する条理は発展し、世界人権宣言、国際人権規約、ユネスコ学習権宣言、子どもの権利条約などに結実してきました。教育基本法の理念は、それらと響き合っているのです。教育を人権としてとらえ、子どもを独立した人格とみる子ども観、生涯を通じて学習する権利という考え方、「能力に応じた教育」を「発達の必要に応じた教育」ととらえ直し能力主義を批判する視点、それらを含めて、基本法の理念は生きており、それをさらに豊かに発展させ生かしていくことで、21世紀を「平和と共生」の地球時代とする展望も開かれてくるのではないのでしょうか。

### 現場で生かす

そこで、教育基本法の理念を教育の現場で、教育の現実のなかで生かすというのはどういうことかについて考えてみます。教師からみれば、それはまさに自分のやっている日常の教育実践が、子どもの人権、子どもの発達と学習の権利を保障する仕事になっているかどうか、そして「真理と平和を希求する人間の育成」をめざす実践になっているかどうかを常に問い直すことを求めるものです。

現実にはそうならないことが問題で、こんにちの義務教育は戦前の「義務」ではなくて、子どもにとっての「権利」なのであり、親や学校設置者のほうに義務があるのだと生徒に説いてもキョトンとするような状況——つまり生徒間に暴力やいじめがあり、教師の体罰もみられる学校で、教育とは子どもには何かに強制された義務だとしか受け取れない現実——があります。現在の学校はそういう抑圧的な機能をもっていることは否定できません。だから教育基本法に敏感な感覚をもつということは、日常の実践に、そして教育の主人としての子どもに常に目を向けて、その子どもたちが豊かな人権感覚を身に

つけるような実践をしているということではなくてはならないのです。すべての子どもに基礎的学力を保障するとともに、生徒が真に、人間として尊重し合う関係をつくり、そのような自覚を育てることが教育基本法の理念を生かす実践なのです。

人間関係を引き裂く競争と選別の教育は、実は日本だけでなく欧米世界にもひろがっていますが、それはメリトクラシーの社会といえます。メリトクラシーは選別の手段として、知をある意味で重視してきたわけで、メリットの中心に知を置いてきたといってもいいと思います。したがって、メリトクラシーはすなわちエビステモクラシー、つまり「知による支配」の体制であると、P. ブルデューはっています。そしてその知の中身として、官僚的な合理主義があると同時に、もう一つ、核に関する知識や生命科学の独占があるということが重要です。そういう社会のなかで、支配の道具ではない、自らを解放する知のあり方を追求するという大きな課題があるのです。

他方で、民主主義とは何なのかというと、民衆（デモス）が力（クラトス）をもつということなのですが、それに重ねて、「知は力なり」という言葉があるように、民衆が知をもつことによってはじめて力をもてるという関係があるわけです。ここでも学ぶ権利の重要性が想起されてよいのです。

そういう意味では、知を一部の者に独占させてはいけないということに重ねて、民衆の知の質というものを使い直すことが課題となってくるのですが、それは決して競争に打ち勝つためのものでもなければ、物知りのなものでもないし、功利的なものでもないのです。人間一人ひとりを本当に大切にしようという関係をつくるような知、そしてまともな、まっとうな生き方につながるような知が求められているのです。学び知ることは驚きであり喜びなのです。

そういう知性を形成していくのが教育実践であり、生涯学習であるわけで、そこに学校もしっかり組み込まれているという、そういう構造でなければならぬと思います。

さらにいえば、現在は学習論が盛んで、学びのとりえ直しということがしきりにいわれていますが、そこでは学習権論と結びつけた議論が弱いのが問題だと思っています。教育ではなく学習が大切だという主張のなかでは、学ぶ者の主体性は重視するけれども、何を学ぶかは問題にしないという傾向が出て

います。私はそれでは不十分だと思っていて、21世紀を担う共通の教養の核になるものがあると思っています。それは、平和であり、人権であり、共生の思想であり、そして公共的な感覚です。さらにそれを深いところで支えているのが公正・正義の感覚であり、ともに悩むコンパッションのセンスであり、センス・オブ・ワンダーではないでしょうか。

私たちはいま、何に向かって学ぶのかということを通の課題にし、合意をつくっていくことが必要です。当然それは、いまの私たちが必要性を感じていることで、これから現れてくる世代にとっては、あくまでも参考でしかないということであり、次の世代はまた新しい課題を発見しながら、それを共通の課題として学ぶということがなければならないと思うのです。

### 子どもの学びを励ます

知を我がものにしつつ、未来を切り拓いていくことができるような学びにとって、まず、子どもの主体的な意欲というものが前提になります。それを触発するような働きかけは大事だと思います。その主体性を前提にしながら、教育の内容としては、人類の蓄積してきた知というものがあります。そして、それは当然、発達の段階を意識しなければなりません。発達段階に合わない知は、真理といえども押しつけになってしまいます。

私は、発達の段階という視点が大事だと思っています。最近は発達段階論を批判する人が多いのですが、大きなまとまりとして段階があって、それぞれの段階にふさわしい発達段階を充実させること、そしてその充実が次への飛躍につながるということが、大切なことです。それは、それぞれの段階を次の段階への準備過程にするのではなくて、たとえば、子ども期なら子ども期を生きるということが重要です。豊かな社会である日本で、その子ども期は貧しいのではないかという視点は、日本の子どもの権利の現状を考える場合に重要です。その際、同時に、忘れてはならないことは、子どもはいつまでも子どもでとどまろうとはしていない、ということです。

子どもは将来は何かになりたいと素朴に願っていますが、そのことは、子どもは常に、自分のなかに青年や大人とは何かという問いをもって育つのだといえましょう。子ども期の内容として、子どもは成長への意欲をもち、やがて大人になるという意欲も

含んで、それぞれに成長像をもっているのです。古い言葉でいえば「一人前になる」ということですが、早く一人前になりたいという、そういう感覚をもっているわけです。こういうことを念頭に置くと、学びを豊かに保障する教育的な関係もかなり変わっていくのではないかと。少なくとも教師の一方的な教え込み——たとえそれが真理・真実であっても——は、反教育的だといわねばなりません。

子どもに豊かな学びを保障することは、子どもの豊かなわかり方を保障することにほかなりません。発見のよろこび、新しい問いを生み出すわかり方、それまでの知識を新しい関係のなかに結び直すわかり方、さらに実践的な知へとつながるわかり方が大切なのです。

さらに当然、親たちが教育に積極的に参加し、発言をしなければなりませんし、教師にはそれを積極的に受け入れる柔軟さが求められているのです。PTAは、父母と教師が協力して子どものための教育をつくり出すためにあるのだ、という本来の姿を取り戻したいものです。

学校運営には生徒の参加も不可欠です。近年はSPTAという言葉も生まれ、Sつまり生徒(student)を含む三者協議会をつくる動きもひろがりつつあります。学校・家庭・地域を結び、その経験と英知を結集して、草の根からの、子どもたちのための、子ども参加の教育改革を不断にすすめていかなければなりません。その意味では改革に終わりは無いのです。

### 教師も父母もともに気楽に素直に

現実には、子どもをなかにはさんで、父母と教師がなかなか手を結べないという状況があります。ともすれば緊張関係、敵対関係になったりします。そうでない関係をどうすればつくれるか。

教師の方も「教育」のことは自分が全部わかっているんだと思込んでいるから、かえって親の前に出ていけないということになる。親は、子どものことは自分の方がわかっていると思込んでいる。ということは「子ども」と「教育」が繋がっていないということでもあります。そして、子どもは、親をも先生をも超えている。少なくともすべてをその手の内で管理されたくはないし、それはできないことなのです。そこで親も教師も子どもと教育についてはお互い不十分で、いい加減なのだということ、それ

を承知の上で学び合う、補い合うというふうを考えれば、ずいぶん気楽になると思います。教師が気楽に親たちの方に顔を向けることができるということは、とても大事です。親たちも、日頃から学校は敷居が高いと感じているのですから。

その際、教職員組合の果たしている役割は大きいのです。ただ、組合がリーダーシップをとって教師や父母を動かしていくということでは、父母は本当には動きません。職場でも組合として縁の下で支えることは大事だけれども、教師一人ひとりが、職場と実践に足場を置いて、自覚的に教育改革の運動に参加することが必要なのです。そこで自由に意見交換しながら、親たちともつながっていくということが大事なのではないでしょうか。教育基本法は教職員にも自己変革を求めているのです。

他方で、若い人が教育基本法を読んだときの実感として、競争に明け暮れ、塾通いで追まられる、学校では「いじめ」や体罰がみられ、何が人権なの

だ、いいことが書いてあっても結局きれいごとではないか、という感想もあると思います。そう感ずる人には、むしろ教育基本法の理念に照らし現実を批判してほしいのです。戦後の教育は、あくまで人権としての教育であり、子ども、生徒が主人公なので、子どもたちにとっても、また先生たちにとっても、教育基本法は現状を映す鏡であり、批判と創造の武器になるのです。

いまこそ、主体としての子どもを真ん中に、父母・国民と教職員が手をつないで、平和・人権・民主主義の理念を軸に、憲法、教育基本法、子どもの権利条約を基本に据え、英知を出し合って草の根からの教育改革の方向を打ち出し、その実現をはからねば、と思います。そのなかで、憲法も教育基本法も再発見、再創造されていくのです（岩波書店『いま、教育基本法を読む』などによる）。

#### 実教出版発行（003）現代社会執筆者

#### 教育基本法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

**第一条（教育の目的）** 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

**第二条（教育の方針）** 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

**第三条（教育の機会均等）** (1)すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。(2)国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

**第四条（義務教育）** (1)国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。(2)国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

**第五条（男女共学）** 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

**第六条（学校教育）** (1)法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。(2)法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

**第七条（社会教育）** (1)家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。(2)国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

**第八条（政治教育）** (1)良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。(2)法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

**第九条（宗教教育）** (1)宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。(2)国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

**第十条（教育行政）** (1)教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。(2)教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

**第十一条（補則）** この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

**附則** この法律は、公布の日から、これを施行する。